

令和8年度県制度融資に係る融資実行報告書の提出及び預託について

1 融資実行報告書の提出について

(1) 令和8年度の県制度融資に係る県資金の預託は、融資実行店舗から提出された融資実行報告書等に基づき、下表の日程で行います。融資実行したときは、速やかに報告書を提出してください。

なお、融資実行報告書は融資実行した店舗から提出していただきますが、預託は一括して当該金融機関の県内の本母店に対して行います。

(2) 次の資金に係る融資実行報告書を県地域企業支援課（※印は県未来投資・デジタル産業課）に提出してください。

・ 中小企業パワーアップ資金 ・ 緊急経営改善資金 ・ 災害レジリエンス強化資金（※）

(3) 融資実行報告書は、群馬県ホームページにも掲載してあります。なお、緊急経営改善資金の融資実行報告書は、資金専用の様式となっています。

また、県が事業計画の承認を行う中小企業パワーアップ資金及び災害レジリエンス強化資金の融資実行報告書は、承認通知書に添付し、その都度金融機関に送付します。

(4) 保証を義務付けている次の資金は、県信用保証協会に保証に係る貸付実行報告を行うため、県への融資実行報告書の提出は不要です。

・ 小規模企業事業資金 ・ 経営サポート資金（物価高騰等経済対策資金）
 ・ 創業者・再チャレンジ支援資金 ・ 中小企業再生支援資金 ・ 事業承継支援資金

2 預託について

(1) 実質金利

令和8年度の実質金利は2.775%です。 ※参考：令和7年度 2.525%

(2) 日程

預託回数	融資実行報告書の提出 (金融機関→地域企業支援課)	預託（県→金融機関）	
令和8年度実行分	令和8年4月末まで		
	1	5月 //	令和8年 8月10日（月）
		6月 //	
		7月 //	
	2	8月 //	令和8年11月10日（火）
		9月 //	
		10月 //	
	3	11月 //	令和9年 2月10日（水）
		12月 //	
		令和9年1月 //	
	4	2月 //	令和9年 5月10日（月）
		3月 //	

※令和7年度以前の融資実行分に係る預託について

- ・ 令和7年12月までの融資実行分は、令和8年4月1日（水）に預託を行います。
- ・ 令和8年1月～3月の融資実行分は、令和8年5月11日（月）に預託を行います。